

第7章 計画の推進に向けて

第7章 計画の推進に向けて

1. 庁内の推進体制

高齢者施策を総合的に推進するためには、保健福祉担当部局のみでなく、都市整備や教育部局等、幅広い分野にわたる関係部局の連携が不可欠となります。

連絡調整会議等を通じて部局間の連携を図り、全庁的な推進体制の整備を図っていきます。

2. 関係機関・団体との連携

本計画の推進に向けて、関係機関・組織間の連絡や情報交換などを密にし、連携を進めます。

(1) 大阪府及び他市町村との連携

介護保険サービス、保健福祉サービスの供給については、高齢者保健福祉圏内における調整のもとに整備を図る必要があることから、大阪府や近隣市町村との連携に努めます。

(2) 社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、平成12年6月に成立した「社会福祉法」において、地域福祉を推進する中核的な団体として位置付けられ、地域住民への相談等を通じて多様なニーズを吸い上げ、課題の解決に向けて地域住民と各関係機関・団体をつなげる連絡・調整機能を担うものです。

本市では、平成18年度から藤井寺市社会福祉協議会に地域包括支援センターを設置し、地域の医療機関、住民、事業者等と連携して高齢者を支える体制づくりに向けた支援・指導等を行っています。また、社会福祉協議会との連携を図り、ボランティア活動への支援、小地域ネットワーク活動、日常生活自立支援事業等を推進しています。

(3) 住民との協働・連携体制の構築

高齢者の地域生活支援には公的なサービスとボランティアや地域住民などによる支援活動が車の両輪として円滑に提供されることが必要であることから、幅広い住民の参加を得ながら、協働・連携体制の構築を図ります。

(4) サービス提供主体との連絡調整体制の構築

住民のニーズに対応し、計画的なサービス供給体制を確立するため、介護保険サービスにかかる事業者連絡協議会や地域包括支援センターを中心とした保健・医療・福祉・介護の関係機関のネットワークにより、サービス提供主体との連絡調整体制の構築を図ります。

3. 計画の広報

広報紙、ホームページ、出前説明会等様々な機会を通じて本計画の広報を行い、計画の趣旨や内容が市民に十分周知・理解されるよう努めるとともに、本計画に基づく各種施策やサービス等に関して、わかりやすい情報提供を行っていきます。